

阿南市商工業振興センター
指定管理者申請要項

令和8年7月

阿南市商工戦略課

目 次

1	指定管理者制度の更新及び指定管理者の候補予定者の選定	1
2	施設に関する説明	1
(1)	管理運営に係る基本的な考え方	1
(2)	施設の概要	1
3	管理の条件等に関する説明	2
(1)	指定期間	2
(2)	指定管理者が実施する業務の範囲	2
(3)	管理の基準	2
(4)	利用料金	2
(5)	備品の取扱い	3
(6)	業務に必要な経費	3
(7)	その他の事項	3
4	申請の手続等に関する説明	4
(1)	申請者の資格	4
(2)	指定申請書	5
(3)	必要書類	5
(4)	申請にあたっての留意事項	5
(5)	申請先等	6
(6)	質問の受付及び回答	6
5	指定管理者の候補者（指定候補者）の選定基準及び選定方法等の 手続に関する説明	6
(1)	指定候補者の審査基準	7
(2)	指定候補者の選定方法	7
(3)	指定候補者の選定及び公表	7
(4)	指定管理者選定スケジュール	7
6	指定管理者の指定及び指定後の手続に関する説明	7
(1)	指定管理者の指定	7
(2)	協定の締結及び協定の内容	8
7	留意事項	8
(1)	指定の取り消し及び管理の業務の停止等	8
(2)	審査の対象又は指定管理者の候補予定者からの除外	8
(3)	申請書類等の取扱い	9
(4)	管理運営に対する評価結果の公表	9
8	問合せ先	9

阿南市商工業振興センター指定管理者申請要項

1 指定管理者制度の更新及び指定管理者の候補予定者の選定

阿南市商工業振興センター（以下「センター」という。）は、阿南市内の商工業者の育成及びその資質の向上を図るため、市内商工業の振興の拠点として設置されました。センター内には地域産業開発室や展示ホールを備えており、年間を通じて商工業の振興を目的とした活動が広く展開され、多くの商工業者に利用いただいております。

阿南市（以下「市」という。）では、『阿南市総合計画 2025▶2028』及び『阿南市「新行財政改革」推進プラン 2025▶2028』に基づき、「公民連携」による市民サービスの向上に取り組んでおり、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、センターの管理運営に民間活力を活用し、一層の利用者サービスの質の向上と効率的なセンター運営を行うため、令和8年7月9日に開催した阿南市商工業振興センター指定管理者制度検討委員会において指定管理者制度の更新を行うことが決定し、阿南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、阿南商工会議所を指定管理者の候補予定者として選定することといたしました。

2 施設に関する説明

(1) 管理運営に係る基本的な考え方

センターは、市内の商工業の振興の拠点施設として、平成13年に開設しました。

市内の商工業者が気軽に利用し、イベントの開催、経営や新商品の開発等、商工業者の育成及びその資質の向上のため、施設を活用した事業を実施し、関係業者等との相談窓口になるなど良好な関係を維持していかなければなりません。

「商工業振興」のため、中心市街地の活性化はもとより、新たな産業興しや交流、情報発信の拠点としての施設運営や事業展開を期待するものです。

(2) 施設の概要

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 名 称 | 阿南市商工業振興センター |
| ② 所在地 | 阿南市富岡町今福寺34番地4 |
| ③ 設置目的 | 市内の商工業者の育成及びその資質の向上を図る |
| ④ 規 模（一棟の建物の表示） | |
| | 鉄骨造3階建 |
| | 敷地面積 1, 850.05㎡ |
| | 建築面積 692.46㎡ |

延床面積	一棟の建物の表示	内) 阿南市 の専有部分	内) 阿南商工会議 所の専有部分
1 階	2 5 5 . 5 9 m ²	2 2 3 . 8 4 m ²	
2 階	6 1 5 . 3 8 m ²	5 5 7 . 8 8 m ²	
3 階	6 1 5 . 0 1 m ²		5 4 3 . 2 6 m ²

⑤ 施設内容

共有施設	階段、エレベータ（阿南商工会議所と共有）		
貸出施設	1 階	地域産業開発室	7 9 . 9 2 m ²
	2 階	展示ホール	2 4 5 . 7 0 m ² (3 分割可)
駐車場	5 0 台（一部舗装）		
	5 1 台（一部舗装）		

3 管理の条件等に関する説明

(1) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 3 年間の予定です。

なお、指定の期間内であっても、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(2) 指定管理者が実施する業務の範囲

- ① センターの施設又は備品の利用に関する業務
- ② 市内商工業の振興に関する業務
- ③ センターの利用の承認に関する業務
- ④ センターの利用料金の徴収に関する業務
- ⑤ センターの施設等の維持及び修繕に関する業務
- ⑥ センター利用の広報に関する業務
- ⑦ 夜間（午後 6 時から午後 1 0 時まで）・土日・祝日に行う業務
- ⑧ 施設の保守点検及び清掃業務等
- ⑨ 自主事業等
- ⑩ その他施設の運営に関し市長が必要と認める業務

業務の詳細内容については、別添資料「阿南市商工業振興センター管理運営業務要求水準書」（以下「水準書」という。）を参照してください。

(3) 管理の基準

基本事項等

阿南市商工業振興センター条例（以下「センター条例」という。）第 3 条及び第 4 条に、休館日及び開館時間に関する規定があり、その詳細については、水準書 3 ページを参照してください。

(4) 利用料金

センターの施設等の供用については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用しますので、利用料金等は、指定管理者の収入として収受できます。

なお、指定管理者は、施設の利用促進及び利用者へのサービス向上の観点を踏まえ、センター条例第10条に規定する使用料を上限とし、市長の承認を得て、利用料金等を設定することになります。

また、利用料金の減免については、センター条例第11条の規定に基づくものとし、新たに減免基準を設定する場合は、市長の承認を得て設定してください。

(5) 備品の取扱い

市有備品は、無償で指定管理者に貸与しますが、その他の物品については、指定管理者の負担とします。

詳細については、水準書4ページを参照してください。

(6) 業務に必要な経費

① 指定管理料の上限となる額（以下「指定管理上限額」という。）

指定管理者は、施設等の利用料金収入と市からの指定管理料をもってセンターの管理運営業務を行うものとします。

指定管理上限額については、これまでの実績等を基にして、年間の管理運営経費から利用料金収入を差し引いて算出し、指定管理上限額を設定しています。この指定管理上限額を目安に運営経費等の提案をしていただきますが、指定管理上限額を上回る提案をした場合は、失格となります。

最終的に指定管理料の額については、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された額を基本として、市と指定管理者が締結する協定書により決定します。

詳細については、水準書5ページを参照してください。

(7) その他の事項

① 管理運営状況に関するアンケート、事業報告及びセルフモニタリング

指定管理者は、施設を適正に運営できているかどうかを確認するために、アンケート、事業報告及びセルフモニタリングを実施するものとします。

詳細については、水準書7ページを参照してください。

② 情報管理と情報公開

ア 施設の管理権限が指定管理者に委任されるため、指定管理者にも市と同等に個人情報の保護を図ることが必要です。公の施設の管理を通じて取得した個人情報の適正な管理を図るための体制整備を求めます。

イ 公の施設の管理業務に関して保有する情報の公開について、必要な措置を講じるよう求めます。

詳細については、水準書7ページを参照してください。

③ 遺失物等の取扱い

指定管理者は、民法（明治29年法律第89号）、遺失物法（平成18年法

律第73号)、遺失物法施行令(平成19年政令第21号)、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)及び阿南市遺失物等の取扱いに関する要綱(平成25年阿南市要綱第42号)に基づき、管理区域内における遺失物その他の物件の返還及び所管警察署長への届出に係る手続その他その取扱いに関して必要な事項を定めてください。

④ 物品等の調達

物品等の調達については、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第9条の規定に基づく、市における障がい者就労施設等からの物品等調達方針の主旨を理解するように求めます。

4 申請の手続等に関する説明

(1) 申請者の資格

指定管理者の指定に申請できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

① 徳島県内に主たる事業所(本店)を置く法人等であること。

② 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたことがある者

ウ 申請書類の受付期限において、市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止又は指名回避等の措置の対象となっている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(「以下暴力団の構成員等」という。)の統制下にある者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画又は再生計画の認可が決定した者については、当該申立てがなされていないものとみなす。

カ 申請書類の受付期限において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されている者

キ 国税及び地方税を滞納している者

ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

ケ 役員（団体の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（ウ）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（エ）暴力団の構成員等

③ 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）に係る対応が適切に行えるものであること。

(2) 指定申請書

指定申請書の様式は別紙のとおりです。

（様式第2-1号・2号）

(3) 必要書類

① 団体に関する書類

ア 定款、寄附行為若しくは規約又はこれに類する書類

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）

ウ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

エ 法人市民税、法人事業税、法人県民税、法人税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書

オ 誓約書

（様式第4号）

カ 団体の概要書

（様式第5-1号）

キ 団体の主要業務実績一覧

（様式第6号）

商工業の振興に関する実績については、特に詳細な記入をお願いします。

② 事業計画書

（様式第7-1号～12号）

業務は、センター管理運営を委任するものであるため、管理運営に係る業務全般にわたって提案してください。

詳細については、別添の水準書8ページを参照してください。

③ 収支計画書

（様式第8号）

管理運営業務に係る収支計画について提出してください。

詳細については、別添の水準書9ページを参照してください。

④ 指定管理業務に係る指標（数値目標）設定表

（様式第9号）

詳細については、別添の水準書9ページを参照してください。

(4) 申請に当たっての留意事項

① 申請書類の規格等

様式集を基本に記載してください。

② 申請書類の訂正、差替等

提案は1提案とし、提出した申請書類は、これを書き替え、差し替え、又は撤回することはできません。

③ 提出書類の取扱い 提出された申請書類は、理由の如何^{いかん}を問わず返却しません。

④ 費用の負担

申請に関し必要な費用は、申請者の負担とします。

⑤ 申請の辞退

提案書類を提出した後で辞退する際には、令和8年8月20日（木）までに辞退届（様式第3号）を提出してください。

(5) 申請先等

① 申請先 阿南市産業部商工戦略課

② 申請受付期間

令和8年8月24日（月）から8月31日（月）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土日は除きます。

申請書類は、直接申請先まで持参してください。郵送での受付は、致しません。

③ 申請部数

「指定管理者指定申請書」を表紙にして必要書類を1冊にまとめ、原本を1部、コピーを9部合計10部を提出してください。また、申請書類のうち事業計画書（様式第10-1号～13号）については、その内容を記録したデータを電子メールにて提出してください。

(6) 質問の受付及び回答

本要項等の内容に不明な点がある場合には、質問書（様式第1号）に記入の上、商工戦略課に持参、郵送又はファクシミリにより提出してください。（口頭又は電話での問合せには一切応じないものとします。）

提出された質問は、まとめて回答文書を作成し、送付します。

ただし、質問者は、本要項中「4-(1)申請者の資格」を満たす団体に所属する者となります。

【質問書受付期間】

令和8年8月3日（月）から同月17日（月）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土日及び祝日は除きます。

【回答文書送付予定日】 令和8年8月20日（木）

5 指定管理者の候補者（指定候補者）の選定基準及び選定方法等の手続に関する説明

(1) 指定候補者の審査基準

審査は、以下に掲げる審査基準により総合的に判断します。詳しくは別添の水
準書16ページを参照してください。

- ① 住民の平等な利用の確保に関して
- ② 施設の効果の最大限の発揮及び施設の効率的な管理に関する事
- ③ 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関する事
- ④ 地域活性化への貢献
- ⑤ その他

(2) 指定候補者の選定方法

阿南市商工業振興センター指定管理者の候補者選定委員会（以下「選定委員会」
という。）において審査を行い、選定委員会は、選定結果を市に報告します。

審査は、書類による一次審査を経た後、選定委員会においてヒアリング等によ
る二次審査を行い、候補者を選定するものとします。

(3) 指定候補者の選定及び公表

市は、選定委員会より審査結果の報告を受け、審査の要件を満たしている場合、
指定管理者の候補（指定候補者）として選定します。

指定候補者の選定結果は、令和8年10月上旬を目途に、審査を受けた団体に
文書により通知します。同時に結果の概要（申請団体名、審査結果等）は、市の
ホームページで公表します。

(4) 指定管理者選定スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 令和8年7月下旬 | 申請書類等の配布 |
| ② 令和8年8月3日～8月17日 | 質問の受付期間 |
| ③ 令和8年8月20日 | 質問の回答 |
| ④ 令和8年8月24日～8月31日 | 申請書類の受付期間 |
| ⑤ 令和8年9月下旬 | 審査選定 |
| ⑥ 令和8年10月上旬 | 審査結果の通知・公表 |
| ⑦ 令和8年12月下旬 | 議会の議決後、指定管理者の指定 |
| ⑧ 令和9年3月上旬 | 協定の締結 |
| ⑨ 令和9年4月1日 | 管理運営業務開始 |

6 指定管理者の指定及び指定後の手続に関する説明

(1) 指定管理者の指定

市は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決（令和
8年12月議会の予定）を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、市議会
の議決を得られない場合は、指定されません。なお、市は、指定管理者の指定に
関する市議会の議決が得られないことにより指定候補者に生じた損害を負担しま

せん。

(2) 協定の締結及び協定の内容

指定候補者として選定された団体等は、市と協議を行った上で、市議会の議決後に指定管理者に指定されるとともに、令和9年3月上旬に協定を締結する予定です。協定内容は、以下のとおりです。

- ・ 指定期間
- ・ 指定管理料
- ・ 管理運営の内容
- ・ 管理運営の義務
- ・ 管理運営体制整備
- ・ 指定管理料の請求及び支払い
- ・ 利用料金の徴収
- ・ 利用料金の決定
- ・ 事業報告書等の提出
- ・ 目的外の使用
- ・ 危機管理
- ・ 債務不履行等による指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止
- ・ 法令改正・変更による契約の終了
- ・ 不可抗力による契約終了
- ・ 本件施設の管理運営の終了に伴う原状回復等
- ・ 情報公開
- ・ 個人情報取扱特記事項
- ・ 権利義務の譲渡等の禁止 ほか

7 留意事項

(1) 指定の取消し及び管理の業務の停止等

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部を停止することができます。この場合において、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

② その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が調わない場合には、市は、事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。

(2) 審査の対象又は指定管理者の候補予定者からの除外

- ① 選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員若しくは市関係者に対し、本件申請について不正な接触の事実が認められた場合
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 本要項４ページ「４ 申請の手続等に関する説明」の「(1) 申請者の資格」に示す要件を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑥ その他不正な行為があったと市が認めた場合

(3) 申請書類等の取扱い

① 著作権

市が提示する設計図書等の著作権は、市及び作成者に帰属し、申請者が提出する書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、市は、指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとしします。

② 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(4) 管理運営に対する評価結果の公表

市では、指定管理者制度導入の趣旨である市民サービスの向上等が適切に図られているかを検証するため、指定管理者の管理運営に対する評価を行い、評価結果を今後の管理運営に反映していくことで、指定管理者制度に関するPDCAサイクルを確実に実行し、市民サービスの一層の向上を図るため、管理運営に対する評価結果を市ホームページにて公表する予定です。

8 問合せ先

阿南市産業部商工戦略課（阿南市役所 本庁舎２階）

担 当 吉岡

往 所 〒774-8501 阿南市富岡町トノ町１２番地３

電 話 ０８８４－２２－３２９０

ファクシミリ ０８８４－２２－００７５

E-mail shoukou@anan.i-tokushima.jp